

世代間扶助における家族と国の役割

著者	本西 泰三
雑誌名	東アジア経済・産業の新潮流
ページ	168-175
発行年	2013-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/8103

世代間扶助における家族と国の 役割

本西泰三

関西大学経済学部

1

生活保護をめぐる議論

- 生活保護受給者の急増
- 親が生活保護を受けているタレントに対する
厳しい批判
- 不正受給
- 政府は認定厳格化・就業支援強化へ

2

老親扶養義務(日本)

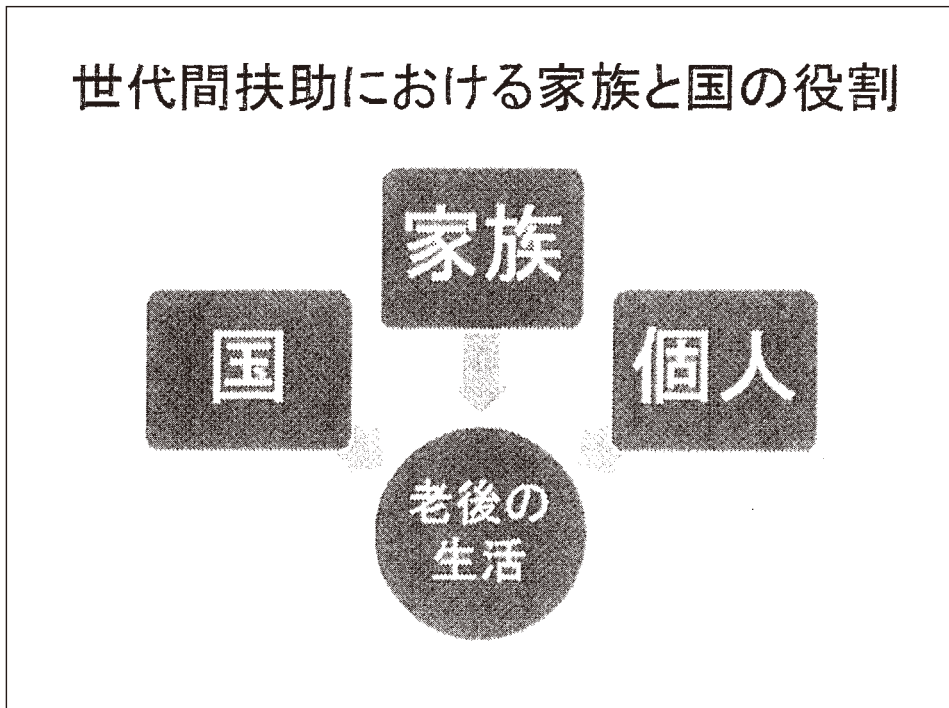
- 民法第八百七十七条
 - 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
 - 「ただし、親の扶養義務は、親に十分な生活能力がなく、他からの援助を受ける必要がある場合に限り発生します。そして、その扶養の程度は、自分の地位に見合った生活をしてそれでもなお余力があれば、援助するべき、という程度と考えられています。したがって、未成熟の子供や配偶者を扶養する場合と異なり、自分の生活を犠牲にして親を扶養する義務は、法的にはありません。」(山下江法律事務所 弁護士 久井春樹)

3

老親扶養義務(海外)

中国	<ul style="list-style-type: none"> • 成年の子女、父母を扶養・扶助する義務がある(憲法第49条3項) • 子は親を扶養する義務がある。(中略)子が扶養義務を履行しない際、労働能力のないあるいは生活困難の親は、子に扶養費を請求する権利がある。(婚姻法第21条)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • 次の各号の親族は、互いに扶養の義務がある。1 直系血族及びその配偶者間 2 削除 3 その他の親族間(生計を同じくする場合に限る。)(民法第974条) • 一親等の直系親族は、受給者の所得の130%以上あるときには扶養義務がある。(国民基礎生活保障法施行令)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • 扶養義務者の範囲は、配偶者間、親子間及びその他家計を同一にする同居者。 • 但し、高齢者、障害者に対する扶養義務は、年10万ユーロ(約1200万円)を超える収入がある親又は子。
イギリス・スウェーデン・フランス	<ul style="list-style-type: none"> • 成人した子の老親に対する扶養義務はない

4



5

- 国
 - 財政・社会保障
- 家族
 - 金銭的支援・介護等
- 個人
 - 貯蓄・就労・健康維持

6

国の役割

- 年金・介護保険
 - 賦課方式
- 生活保護
 - 情報の非対称性

7

国の制度改革

- 年金改革
 - 税方式への移行
 - 積立方式への移行
- 生活保護制度改革
 - 就業支援
 - チェック体制強化

8

日本維新の会 維新八策

- [年金]
 - 年金一元化、賦課方式から積み立て方式に長期的に移行
 - 年金清算事業団方式による過去債務整理
 - 高齢者はフローの所得と資産でまずは生活維持
 - 国民総背番号制で所得・資産を完全把握
 - 歳入庁の創設

9

鈴木亘教授「積立方式へ移行」

- 「年金債務分離、税で処理を 現代世代の負担 限界 積み立て方式へ移行急げ」
 - 2012/7/19付日本経済新聞 朝刊
- 厚生・共済・国民年金を合わせた公的年金全体で750兆円の「債務超過」
- 「10%の新型相続税を35年間続け、追加所得税率を100年間1.93%に設定すれば債務処理は終わる。」

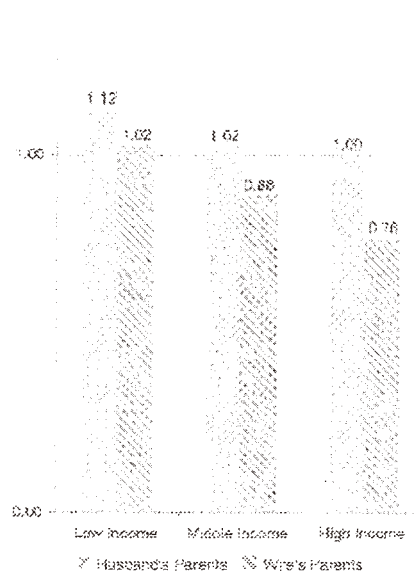
10

個人の備え

- 貯蓄・保険
 - 長寿に備えるには？
- 企業年金
 - AIJ問題

11

Fig. 6.2 Equivalence scales for old parents by income class



12

子による老親の扶養

- 一定の扶養が行われていることが有意に認められる
- 老親は多様であり、子による扶養を必要としない人も多い

13

結論

- 価値観の変化を考えると、世代間(老親)扶助の責任を家族に負わせるのは容易ではない
- しかし、国による世代間扶助の仲介が機能しづらくなっており、制度改革も難しいのが現実
- 一方、家族による自主的な世代間扶助は今も積極的に行われている

14

- 年金問題・生活保護問題
- 親の扶養義務
 - 日本の法律
 - 外国の状況
- 実際に親を扶養しているか？
 - 実証分析の紹介
- 年金制度・賦課方式
 - 積立方式への変更を主張
- 提案・老親扶養手当と老親扶養義務化
 - 利点
 - 欠点
 - 老親のモラルハザード(貯蓄・就労の努力を怠る)
 - 虐待した親も扶養？
 - 子のできない夫婦・結婚しない人の扱い
 - 兄弟でも扶養義務発生？
 - 老親リスクを子が負担？
 - 扶養する必要のない老親を持つ場合は？
 - 老親が拒否する場合は？

15

- 老親に生活保護費「国か子か？」
 - 子に老親を支える義務はある？
 - 高齢の受給者には抵抗がある話かも
- 老親を支える国の制度の問題点
 - 年金
 - 賦課方式から生じる問題
 - 生活保護
 - 受給者急増
 - 情報の非対称性問題
- 制度改革
 - 年金積立方式への移行(無理)
 - 年金完全税方式への移行(払い込んだ額に応じた給付にするためには難しい)
 - 生活保護支給基準の厳格化(難しい)
- 老親を支える子
 - 等価スケール:老親を支えるのは一般的
 - 老親の多様性
 - 義務化は難しい
- 提案
 - 老親扶養を選択した子(年金制度加入者)に対する年金保険料免除制度
 - 韓国の制度を参考に、義務とはせず選択制とする
 - 長所: 情報の非対称解消・老親の多様性を吸収できる
 - 短所: 抵抗感・年金財政へのリスク

16